

各小・中学校長 殿

綾町教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校における今後の対応  
について（通知）

このことについて、5月14日付県教育庁義務教育課長からの通知に基づき、綾町教育委員会として、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

ついでには、引き続き国から示された「3つの条件」が同時に重なることを回避することに加え「宮崎県立学校における新しい生活様式」（別紙①）に準じた実践に取り組むことで、感染拡大防止対策等に努めるとともに、各学校の保護者へ下記の「1 臨時休業と今後の対応について」の周知をお願いします。

記

1 臨時休業と今後の対応について

- 綾町の小・中学校の臨時休業は、これまで周知していたとおり5月24日（日）までとする。  
なお、各学校において「宮崎県立学校における新しい生活様式」に準じた実践に取り組むとともに、5月19日（火）より全学年を対象とした連続した登校日における通常の校時程での学習活動の設定、部活動の一部再開を認める。
  - ・ 小学校、中学校ともに5月18日（月）はこれまでどおり午前中のみ学習活動後下校（給食あり）。
- 5月19日（火）から5月24日（日）は、中学校の部活動は感染拡大防止策を取った上で、登校日（19日から22日）に限り、活動を認めることとする。活動内容及び活動時間は校長が別途定める。  
なお、県立学校の「運動部活動再開の留意事項について」（別紙②）及び「文化部活動再開の留意事項について」（別紙③）を必ず熟読したうえで、部活動担当者立ち会いのもとに活動を行うことを必須条件とする。
- 5月25日（月）以降の対応については、5月22日（金）に改めて連絡を行う。
- 本県及び本町内での感染者の状況に鑑み、分散登校等は実施しない。
- 各家庭において毎朝の検温及び風邪症状の確認を確実に行ってもらい、発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底させること。
- ※ ただし、今後の感染状況等の変化により変更になる可能性もあるため、変更になった時点で保護者へは、学校からメール、電話、ホームページで連絡を行う。

2 その他

(1) 感染症予防対策について

- 健康観察（家庭での検温・観察等を含む）、マスク着用、手指消毒（手洗い・うがい）、教室等の換気等については、児童生徒・保護者・職員に指導徹底をすること。
- その他、文部科学省からの「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」及び「学校再開ガイドライン」にそって、対応すること。
- 各学校において今後必要となる授業時数や活動内容を精査し、5月22日（金）までに報告できるようにしておくこと。

綾町教育委員会教育総務課

T E L 0985-77-1183

F A X 0985-77-3126

(別紙①)

## 宮崎県立学校における新しい生活様式

5月25日からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成しました。

各学校においては、感染拡大防止策として、実践が徹底できるよう準備等をお願いします。

### 1 登下校等の対策

(1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。

登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。

(2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(3) 登下校直後の手洗いをを行う。

登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

### 2 授業等の対策

(1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(2) 教室の換気をこまめに行う。

休み時間以外に、授業中も定期的に行う。

(3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。

教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。

(4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。

教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。

(5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。

授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

### 3 放課後・部活動等の対策

(1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。

実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。

(2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。

部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。

(別紙②)

## 運動部活動再開の留意事項について

【令和2年5月20日(水)から24日(日)までの登校日】

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いいたします。

ア 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。

- ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
- ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。

イ 身体接触を伴う活動は行わないこと。

ウ 活動場所は、校内とすること。ただし、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。

エ 合宿、他校との交流(合同練習や対外試合等)は行わないこと。

オ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせること。

※ イ及びエについては、段階的な対応を今後通知する。

### 【具体的な留意事項】

- 1 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 一斉臨時休業において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
- 3 1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- 4 部室等の利用にあたっては、短時間での利用としたり一斉に利用しないなどに留意するように指導すること。
- 5 活動中は細めに生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させること。
- 6 部活動で使用する用具や物品の共用を出来るだけ避けること。共用を避けるのが難しいものについては、使用後手洗いをするように指導するとともに使用した用具や物品については消毒を行うこと。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。

(別紙③)

## 文化部活動再開の留意事項について

【令和2年5月20日(水)から24日(日)までの登校日】

部活動を再開するにあたり、部活動における新型コロナウイルス感染を予防するため、以下の内容を、全部活動顧問で共通理解したうえで適切に対応くださるようお願いいたします。

ア 3つの条件が重ならないよう実施内容の方法を工夫すること。

- ・ 一度に大人数が集まって密集するような活動とならないよう配慮すること。
- ・ 屋内での活動については、こまめな換気に努めること。
- ・ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること。

イ 身体接触を伴う活動は行わないこと。

ウ 活動場所は、校内とすること。ただし、通常の活動場所として学校が管理している施設については可とする。

エ 合宿、他校との交流(合同練習や対外試合等)は行わないこと。

オ 感染症防止対策が十分にとれない場合は、部活動の実施を見合わせることに。

※ イ及びエについては、段階的な対応を今後通知する。

### 【具体的な留意事項】

- 1 練習前の健康状態(検温、発熱等の風邪症状の有無等)を確認し、生徒に発熱等の風邪症状が見られるときは、部活動の参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- 2 生徒の体力の状況等を確認しながら、段階的な練習計画を立てて実施すること。
- 3 1回の活動時間は更衣、準備、片付け等を含めて2時間以内とすること。
- 4 唾液の飛沫による感染に注意すること。例えば、吹奏楽・合唱・演劇・郷土芸能では、楽器等について適切な唾液の処理を行うこと。また、円形や向かい合っでの発声練習等を行わないこと。
- 5 器具や備品等の衛生管理を随時行うこと。例えば、放送では、マイクをその都度消毒すること。また、茶道では、作法や所作を中心に練習し、点てたお茶を他人に提供しないこと。
- 6 窓を閉めて行う書道のような活動においては、こまめに換気を行うとともに、生徒間の間隔を十分にとること。
- 7 補食や水分補給の際には、他人との距離に配慮するとともに、タオル、コップ等の共用を避けること。
- 8 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師等が部活動の実施状況を把握すること。